

入札参加業者資格適合表

(例)

条件		申込業者	〇〇工務店			
必須項目	ア	地方自治法施行令第167条の第4第1項又は第2項に定める要件に該当しない者。その他以下の項目にも該当していないこと。 (i) 成年被後見人 (ii) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者 (iii) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの (iv) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの (v) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの (vi) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (vii) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者	〇			
	イ	府税に係る徴収金を完納していること。	〇			
	ウ	消費税及び地方消費税を完納していること。	〇			
	エ	雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。	〇			
	オ	民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。	〇			
	カ	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項で定める更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項で定める更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。	〇			
	キ	一般競争入札の公告の日(以下「公告の日」という。)までに、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「業種」という。)のうち発注工事に対応する業種(以下「対応業種」という。)について同法第3条第6項に定める一般建設業又は特定建設業の許可を受けた者であること。	令和〇年〇月〇日 大臣 特一〇 第〇〇号			
	ク	対応業種について、入札日から1年7ヶ月以内の審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。	審査基準日 令和〇年〇月〇日			
	ケ	公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。 (i) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者 (ii) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者(建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。) (iii) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者 (iv) 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者 (公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。)	〇			
	コ	入札を実施する前に、法人に対して工事費を提示し、又は、工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争入札の執行を妨げる営業活動等を行うおそれがない者	〇			
	サ	当該法人の理事長又は理事が役員に就いている業者など、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者。	〇			
	シ	対象工事に係る設計業務等の受注者でなく当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。	〇			
	ス	大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハに定める要件に該当しない者。	〇			
	セ	府の区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有する者であること。	〇			
総合適否		適				